

## 産前産後期間に係る減額制度Q&A

### Q 1 届出をしないと減額されないのですか。

A 1 原則として、納税義務者等からの届出に基づき減額を行います。

届出がなくても産前産後期間に係る減額対象世帯であることを確認できた場合は職権で減額を行うこともあります。確認できない場合は減額されませんので、忘れずに届出をお願いします。

減額を行ったときは、税額の変更について納税義務者に通知します。

### Q 2 単胎妊娠で令和5年11月に出産しました。何か月分の保険税が減額対象となりますか。

A 2 産前産後期間に係る減額制度の施行が令和6年1月からですので、令和5年11月に出産された場合、令和6年1月分の保険税が減額の対象となります。

なお、単胎妊娠では、令和5年12月に出産した場合は令和6年1月と2月の保険税が、令和6年1月に出産した場合は令和6年1月から3月までの保険税が、令和6年2月に出産した場合は令和6年1月から4月までの保険税が減額対象になります。

R5. 10月	11月	12月	R6. 1月	2月	3月	4月	5月
×	出産	×					
	×	出産					
		×	出産				
				出産			

 …減額対象

**Q 3 単胎妊娠で令和5年10月に出産しました。保険税は減額されますか。**

A 3 産前産後期間に係る減額制度の施行が令和6年1月からですので、令和5年10月以前に出産された場合は減額対象となりません。

R5. 9月	10月	11月	12月	R6. 1月
×	出産	×	×	

**Q 4 本人でなくても届出できますか。**

A 4 住民票上の世帯が同じ方であれば、どなたでも届出できます。  
別世帯の方が届出する場合は、委任状が必要です。

**Q 5 保険税はどれくらい減額されますか。**

A 5 年間の保険税額から、出産予定または出産した被保険者の保険税のうち、減額対象期間相当分の所得割額と均等割額が減額されます。

- ・減額により払い過ぎが生じた場合は、後日還付します。
- ・減額後も賦課限度額を超えている場合は、賦課限度額が課税されます。

**Q 6 届出前に保険税の一部または全部を納付しています。届出後に保険税は戻ってきますか。**

A 6 届出があった翌月に軽減額を計算し、納期未到来の期別の保険税に振り分けて減額を行います。

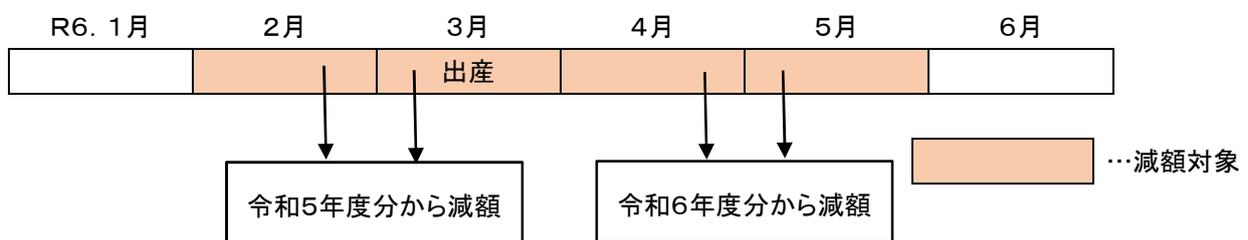
減額により払い過ぎが生じた場合は、後日還付します（過去の未納分に充当する場合があります）。

**Q 7 産前産後期間が年度をまたぐ場合は、保険税はどうなりますか。また、年度ごとに届出が必要ですか。**

A 7 産前産後期間が年度をまたぐ場合は、それぞれの年度分の保険税からそれぞれの減額対象期間相当分の保険税を減額します。

例えば、単胎妊娠で令和6年3月に出産した場合は令和6年2月から5月までが減額対象期間となりますので、2月と3月分は令和5年度の保険税から、4月と5月分は令和6年度の保険税から減額します。

また、届出は1回のみで、年度ごとの届出は不要です。

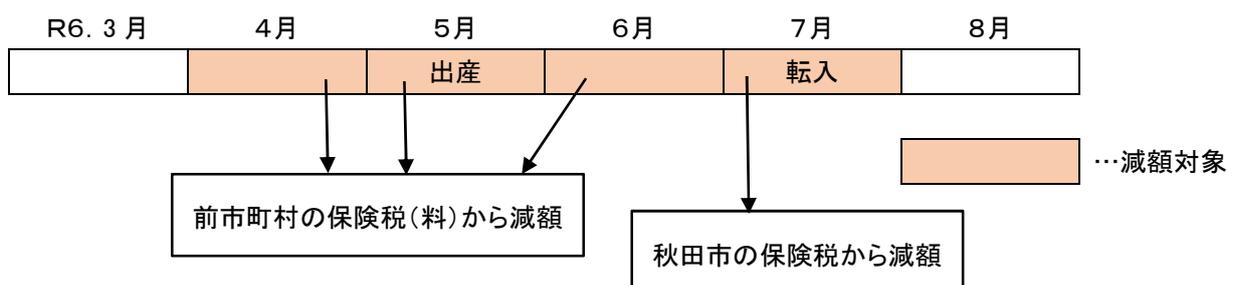


**Q 8 産前産後期間中に国民健康保険に加入や脱退をした場合は、減額対象期間はどうなりますか。**

A 8 産前産後期間のうち、国民健康保険に加入している期間が減額対象期間となります。

他市町村から秋田市に転入した場合で、前市町村でも国保に加入していた世帯については、前市町村で保険税（保険料）の減額を受けていた期間と通算し、4か月（多胎の場合は6か月）相当分が減額されます。

例えば、転入前市町村で令和6年5月出産予定（単胎妊娠）で減額を受けていた世帯が令和6年7月に秋田市に転入した場合は、4月から6月分までが前市町村の保険税（保険料）から減額され、7月分は秋田市の保険税から減額されます。



**Q 9 出産前に届出しました。出産予定月と実際に出産した月が違った場合は、再度届出が必要ですか。**

A 9 出産予定月と実際の出産月が違った場合でも、再度の届出は不要です。

ただし、次の例のように、実際の出産月とすることで減額対象期間が増える場合や、減額対象期間が年度をまたぐなど、実際の出産月とすることで減額する額が増える場合などは、納税義務者からの申出があれば、軽減額を再算定します。

・減額対象期間が増えるケース（単胎妊娠の場合）

社会保険を脱退し、出産予定月に国民健康保険に加入したが、実際の出産が翌月となった場合

減額対象期間 3 か月 → 4 か月

×	出産予定 加入			×
×	加入	出産		

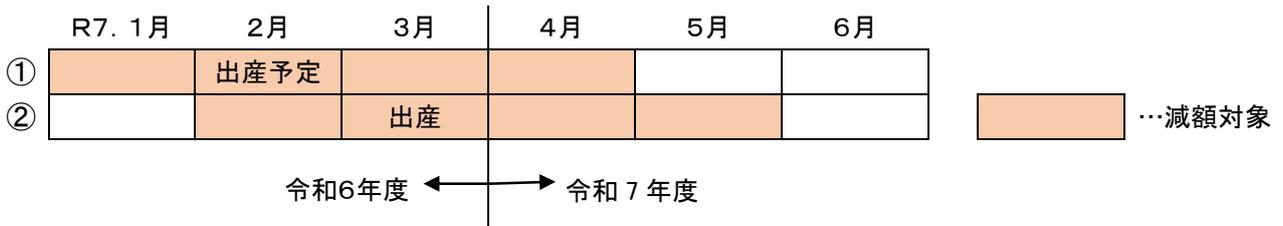


…減額対象

・減額する額が増える場合（単胎妊娠の場合）

①の場合での軽減額 < ②の場合での軽減額 となる場合

	R7. 1月	2月	3月	4月	5月	6月
①		出産予定				
②			出産			



…減額対象

Q10 具体的な計算例は？

2人世帯 世帯主・配偶者（いずれも介護分のない40歳未満の場合）

世帯主（所得250万円基礎控除後207万円）

配偶者（所得100万円基礎控除後57万円）

配偶者が6月に出産の場合（単胎妊娠）

※右の税率等にて計算しています。

税率等	医療分	支援分	介護分
所得割	9.22%	2.51%	2.88%
均等割	22,960	6,620	8,950
6歳未満の均等割	11,480	3,310	
平等割	28,690	7,450	8,570

産前産後軽減制度が適用される前の税額

軽減前	医療分				支援分				介護分				保険税合計
	所得割	均等割	平等割	合計	所得割	均等割	平等割	合計	所得割	均等割	平等割	合計	
世帯主	190,854	22,960	28,690	318,000	51,957	6,620	7,450	86,900	0	0	0	0	404,900
配偶者	52,554	22,960			14,307	6,620			0	0			



産前産後軽減制度が適用された後の税額

軽減後	医療分				支援分				介護分				保険税合計
	所得割	均等割	平等割	合計	所得割	均等割	平等割	合計	所得割	均等割	平等割	合計	
世帯主	190,854	22,960	28,690	292,800	51,957	6,620	7,450	79,900	0	0	0	0	372,700
配偶者	35,036	15,306			9,538	4,413			0	0			

【産前産後軽減額の計算方法】軽減額 32,200円

配偶者の所得割および均等割から4か月分を減額する。（軽減額は1円未満切上）

医療分 所得割  $52,554 \text{円} \div 12 \times 4 = 17,518 \text{円}$

均等割  $22,960 \text{円} \div 12 \times 4 = 7,654 \text{円}$

支援分 所得割  $14,307 \text{円} \div 12 \times 4 = 4,769 \text{円}$

均等割  $6,620 \text{円} \div 12 \times 4 = 2,207 \text{円}$

子どもが出生し、国保に加入した後の税額

出生後	医療分				支援分				介護分				保険税合計
	所得割	均等割	平等割	合計	所得割	均等割	平等割	合計	所得割	均等割	平等割	合計	
世帯主	190,854	22,960	28,690	302,400	51,957	6,620	7,450	82,700	0	0	0	0	385,100
配偶者	35,036	15,306			9,538	4,413			0	0			
子	0	9,566			0	2,758			0	0			

【子どもの分の計算方法】

子どもの均等割額について、10か月分を算出する。（1円未満切捨）

医療分 均等割  $11,480 \text{円} \div 12 \times 10 = 9,566 \text{円}$

支援分 均等割  $3,310 \text{円} \div 12 \times 10 = 2,758 \text{円}$